

**E45** 三陸沿岸道路もとよしこどうきょう  
**「本吉跨道橋（仮称）」国道45号交差部の架設作業  
夜間通行止め及び夜間一時通行止めを実施します**

**E45**三陸沿岸道路と国道45号が交差する箇所におきまして、本吉跨道橋（仮称）の桁架設作業（夜間）を行いますのでお知らせします。

なお、架設作業に伴い国道45号の夜間全面通行止め・夜間一時通行止めを実施します。全面通行止め時における大型車（4t車超）の迂回路につきましては、国道284号～県道18号～国道346号をご利用ください。ご理解とご協力をお願いします。

## 記

1. 期間：
  - 夜間全面通行止め  
平成30年10月12日（金） 22時00分から翌朝5時00分  
【予備日：平成30年10月15～16日のうち1日】
  - 夜間一時通行止め  
平成30年10月17日（水）～平成30年11月30日（金）のうちの12日間  
22時00分から翌朝5時00分、15分規制・5分開放を複数回  
※通行止めの実施日・予備日並びに迂回路の詳細については  
チラシ（別紙-1）を参照下さい。
2. 場所：みやぎけんけせんぬましちもとよしちやうつやながね 宮城県気仙沼市本吉町津谷長根 地内
3. 工事概要：
  - 本吉跨道橋（仮称）・・・（別紙-2）
  - 橋長：102m 幅：12.66m
  - 橋種：鋼2径間連続鈹桁橋
4. 今回の作業： 国道45号を跨ぐ部分の架設・足場組立を行います。・・・（別紙-3）

【発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、気仙沼記者クラブ】

## 問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 気仙沼国道維持出張所  
電話 0226-23-5801

建設監督官 いしづか 石塚 せいいち 清一

【三陸沿岸道路 HP】 <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/douro/sanriku/index.html>



# 国道45号 気仙沼市本吉町 夜間通行止及び夜間一時通行止のお知らせ

国道45号気仙沼市本吉町津谷長根において、**夜間全面通行止・夜間一時通行止**を行います。  
皆様方には、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

## 通行止め内容

通行止め：国道45号 気仙沼市本吉町津谷長根

規制理由：三陸沿岸道路 本吉こ道橋（仮称）の架設工事のため

規制日時：【全面通行止】

平成30年10月12日（金）荒天順延

【一時通行止（15分規制・5分開放）】

下記カレンダーを参照願います。

時間：各日とも夜22：00～翌朝5：00 ◎迂回路については、裏面をご確認ください。

## 【規制日程】

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

: 全面通行止

: 全面通行止予備日

: 一時通行止

: 一時通行止予備日

※気象状況等により期間を変更する場合があります。

## 【規制箇所広域図】 宮城県気仙沼市



## 【規制箇所位置図】



◎ 規制・渋滞に関する問い合わせ先

日本道路交通情報センター TEL 050-3369-6604

◎ 工事に関する問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所 気仙沼国道維持出張所 TEL 0226-23-5801

仙台河川国道事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/>

◎ 施工業者

瀧上工業株式会社

現場事務所 TEL 0226-25-7167

現場代理人 松原

監理技術者 山本

道路の異常を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)





# 国道45号 三陸沿岸道路 本吉跨道橋(仮称)

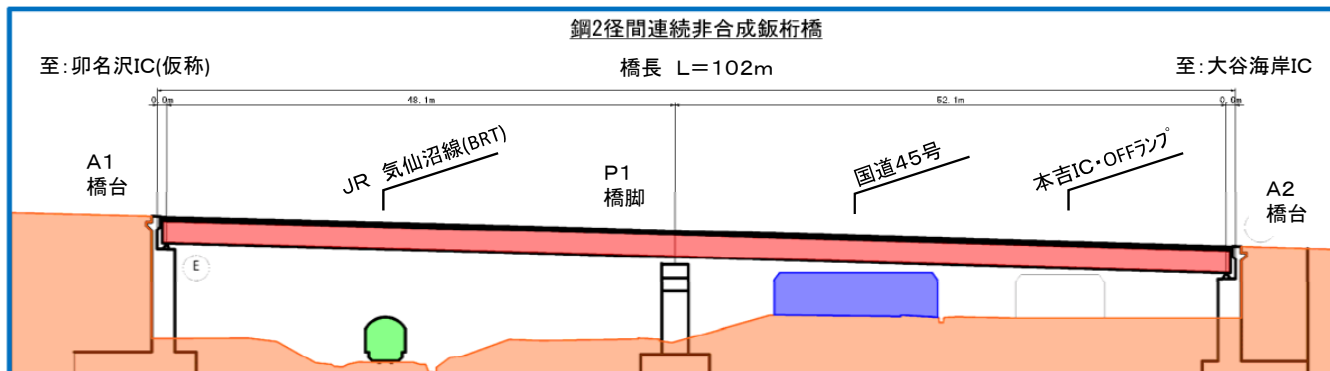
【位置図】



【完成イメージ】

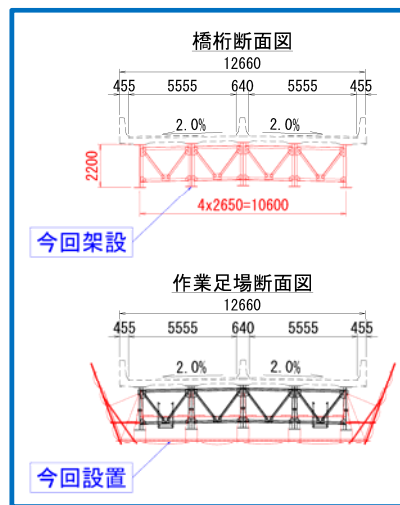
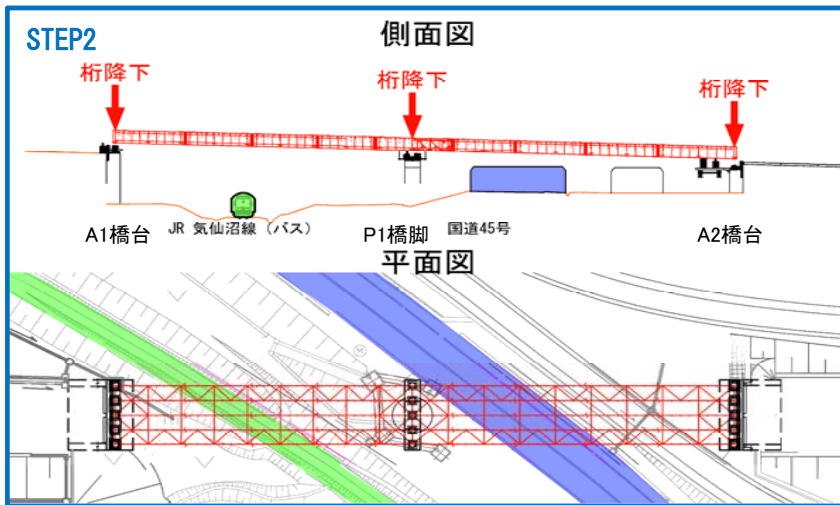
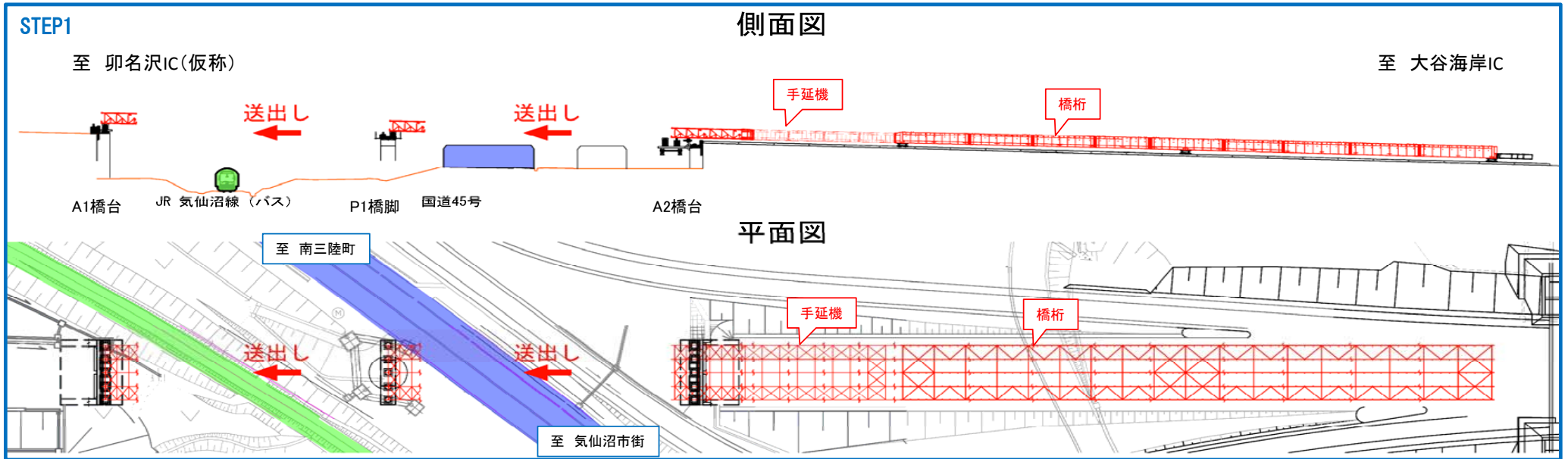


【構造図等】



# 国道45号 三陸沿岸道路 本吉跨道橋(仮称) 架設概要

別紙-3



国道45号のA2橋台側で橋桁をあらかじめ組み立て、手延機と呼ばれる機材を先端に取り付け、送り出して架設します。

所定の位置まで橋桁が到達したら、手延機を取り外し、本来の高さに橋桁を降ろします。

その後、作業用の足場を組み立てます。

以上の作業は、夜間全面通行止め、夜間一時通行止めの中で行います。